

# 大 阪 湾 圏 域

## 広 域 処 理 場 整 備 基 本 計 画 ( 案 )

平成23年10月

大阪湾広域臨海環境整備センター

本書は、大阪湾広域臨海環境整備センターの業務に関し、平成 22 年 3 月 26 日に主務大臣の認可を受けた大阪湾圏域広域処理場整備基本計画を変更するため、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定を遵守し、必要な事項を定めたものである。

## 目 次

1	広域処理場の位置及び規模に関する事項	1
2	広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域 並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する 事項	2
3	広域処理場の建設工事の施行に関する事項	5
4	広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施 に関する事項	5
5	広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより 造成される土地に関する事項	6
6	広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する 事項	6